（2）　使用する用具は、硬筆は鉛筆を、毛筆は兼毫を主としていること。
（3）　書写される漢字の字体については、児童又は生徒の習得の程度に応じて、「とめ」、「はね」などに関して活字とは異なった書写の便宜上行われている形のあることを理解させる上に必要な配慮がされていること。
（4）　漢字の筆順は、原則として一般に通用している常識的なものによっており、行書で筆順が異なる字については、適切な説明を加えていること。なお、漢字の楷書、行書及び仮名の書き方の理解を深める際に、法帖や碑文等の文字を取り上げる場合には、原則として歴史的に評価の定まったものを用いていること。

2　正確性及び表記・表現
（1）　手本、作例などの印刷は正確であること。

［社会科（「地図」を除く。）］

1　選択・扱い及び構成・排列
（1）　小学校学習指導要領第２章第２節の第２「各学年の目標及び内容」の〔第６学年〕の３「内容の取扱い」の（３）のイについては、選択して学習することができるよう配慮がされていること。
（2）　図書の内容全体を通じて、多様な見解のある社会的事象の取り上げ方に不適切なところはなく、考えが深まるよう様々な見解を提示するなど児童又は生徒が当該事象について多面的・多角的に考えられるよう適切な配慮がされていること。
（3）　未確定な時事的事象について断定的に記述していたり、特定の事柄を強調し過ぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。
（4）　近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には、通説的な見解がないことが明示されているとともに、児童又は生徒が誤解するおそれのある表現がないこと。
（5）　閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること。
（6）　近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること。
（7）　著作物、史料などを引用する場合には、評価の定まったものや信頼度の高いものを用いており、その扱いは公正であること。また、法文を引用する場合には、原典の表記を尊重していること。
（8）　日本の歴史の紀年について、重要なものには元号及び西暦を併記していること。

［社会科「地図」］

1　基本的条件
（1）　小学校においては、基本として次のような地図を取り上げていること。
ア　地図の初歩的な読み方を理解させるための諸図
イ　日本全図、日本地域別図、世界全図、世界大陸別図その他の小学校学習指導要領第２章第２節の第２「各学年の目標及び内容」において取り扱うこととされている地理的範囲に応じた一般図
（2）　中学校においては、基本として次のような地図を取り上げていること。
ア　地図の読み方を理解させるための諸図
イ　日本全図、日本地域別詳細図、世界全図、世界大陸別図、世界主要地域詳細図その他の中学校学習指導要領第２章第２節の第２「各分野の目標及び内容」において取り扱うこととされている地理的範囲に応じた一般図
（3）　（1）及び（2）の一般図に関連して、学習上必要な各種の主題図を取り上げていることは差し支えないこと。

［算数科及び数学科］

1　基本的条件
（1）　中学校学習指導要領第２章第３節の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の１の（２）に示す「後の学年の内容の一部を加えて指導する」場合には、第２章「教科共通の条件」の２の（15）から２の（17）の例によること。

2　選択・扱い及び構成・排列
（1）　定理、公式等の知識や計算技能の習得に偏ることなく、学習内容のねらい、有用性などが明らかになるよう配慮されていること。
（2）　小学校学習指導要領第２章第３節の第２「各学年の目標及び内容」及び中学校学習指導要領第２章第３節の第２「各学年の目標及び内容」の各学年の２「内容」に示されている〔数学的活動〕が各領域のいずれかに偏ることなく適切に取り上げられていること。
（3）　小学校の第５学年においては、小学校学習指導要領第２章第３節の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の２の（２）に示されているプログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を第２の各学年の内容の〔第５学年〕の「B図形」の（1）に示すいずれかの内容と関連付けて取り上げていること。

［理科］

1　基本的条件
（1）　実験及び観察等における作業の安全について適切な配慮がされていること。

2　選択・扱い及び構成・排列
（1）　小学校学習指導要領第２章第４節の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の２の（５）及び中学校学習指導要領第２章第４節の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の２の（10）に示されている内容が指導できるよう配慮がされていること。
（2）　中学校学習指導要領第２章第４節の第２「各分野の目標及び内容」の〔第１分野〕の２「内容」の（７）及び〔第２分野〕の２「内容」の（７）については、自然科学的な見地から扱っていること。
（3）　小学校の第６学年においては、小学校学習指導要領第２章第４節の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の２の（２）に示されているプログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を第２の各学年の内容の〔第６学年〕